

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

外ヶ浜町長

市町村名 (市町村コード)	外ヶ浜町 (02307)
地域名 (地域内農業集落名)	上小国地区 (上小国)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月10日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

上小国地区では、地域の中心となる経営体として個人1名と認定農業者で農事組合法人「上小国ファーム」が位置づけられているが、地域における担い手は十分ではない状況にある。
また、農地について、平成20年度着手の経営体育成基盤整備事業により区画整理された農地(48ha)を始めとし、全ての農用地が農事組合法人「上小国ファーム」へ集積されている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・収益の確保や生産経費の削減等の経営改善に取り組み、経営の発展を図る。
- ・大型機械の導入により大区画ほ場における作業の効率化を図り、余剰労働力を活用した高収益作物の取組拡大により、収益の向上を図る。
- ・集落ぐるみの農業生産体制を強化し、農地及び生産活動の維持を図る。
- ・米粉等を活用した商品開発・販売の取組や、他集落及び関係団体等と連携した地産地消の推進など、地域資源を活用を通して地域の活性化を図る。
- ・ほ場整備未実施の農地におけるほ場整備の実施により、生産基盤の強化を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	78 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	78 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手への農地の集積・集約化を基本とし、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
(3)基盤整備事業への取組方針
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
- ②堆肥などの有機物の施用により地力の維持・向上に努め、施肥法の見直し等により化学肥料の施用量を削減し、慣行の収量・品質を確保する。
- ③ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用し、生産効率の向上や農業従事者への負担減を目指す。
- ④水田に連続して作付けられている畑作物は、畑地での栽培に切り替えていく。
- ⑦担い手の高齢化・減少により、農地の維持管理作業や地域の共同作業に支障が生じないよう、非農業者も含めた保全管理組合の活用等を促進していく。